

大分大学医学部看護ユニフィケーション・システム推進委員会細則

平成21年2月9日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程(平成21年医学部規程第1-1号)第7条の規定に基づき、大分大学医学部看護ユニフィケーション・システム推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大分大学医学部における教育改革の一環として、医学部看護学科と医学部附属病院看護部との教育・研究に関する交流や連携を深めることにより、相互の役割と機能の向上を図り、看護の教育、実践及び研究の質を高めるため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医学部看護学科及び大学院修士課程(看護学専攻)の教育等に関すること。
- (2) 看護職員の教育に関すること。
- (3) 臨床実習指導者及び教員の研修に関すること。
- (4) 教員の臨床実践に関すること。
- (5) 看護学研究の推進に関すること。
- (6) その他ユニフィケーション・システム推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学科長
- (2) 看護学科の教授、准教授又は講師 4人
- (3) 看護部長
- (4) 副看護部長
- (5) 教育担当看護師長

2 前項第2号の委員は、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、看護学科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、看護部長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(実習指導検討会)

第7条 委員会に、臨地実習指導の在り方を検討するため、実習指導検討会を置く。

- 2 実習指導検討会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則(平成21年医学部細則第1-4号)

- 1 この細則は、平成21年2月9日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第2号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部看護ユニフィケーション・システム推進委員会規程（平成16年医学部規程第1-21号）は、廃止する。